

## 千葉市内の公共建築物等における木材利用促進方針

策定 平成26年3月25日

### (目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、千葉県が定めた千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月31日付け森2205号）に則して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、地域産材を利用した木造化・木質化等を促進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林の再生などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは新築、増築及び改築をいう。（大規模改修を含む）
- (3) 「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する、道路、林道、公園、河川等に係る土木工事をいう。
- (4) 「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装など主要構造部以外に木材を使用することをいう。
- (6) 「地域産材」とは、県内の森林から産出された木材とし、原則として「ちばの木認証制度」に基づき認証された木材をいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は法第4条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における地域産材の利用に努める。

### (市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、別表1に該当する公共建築物のうち、次の各号に掲げるものを除き、低層の公共建築物について、木造化を図ることを目標とする。

- (1) 建築基準法等の規制や施設の設置基準などにより木造化・木質化が困難な場合
- (2) 著しく費用を要するなど、費用対効果の点で木造化・木質化が適当でない場合
- (3) 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- (4) 治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- (5) 危険物を貯蔵又は使用する施設
- (6) 伝統的建築物その他の文化価値の高い建築物又は文化財を所蔵、展示する施設等木

造化がなじまない又は困難であるもの

(7) その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化・木質化になじまない又は困難であると判断されるもの

- 2 市有施設の建築にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表2に掲げた部分を中心に、極力内装等の木質化を促進するものとする。
- 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、可能な限り地域産材の使用に努めるものとする。

(市施工土木工事等の木材利用)

第5 市が実施する公共土木工事等においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。工事における木材の使用にあたっては、耐久性や強度に十分配慮し、構造計算等の必要無い木柵工等の簡易な施設において積極的に利用する。

(市有施設の備品および消耗品)

第6 公共建築物で使用されるテーブル、イス、書棚等の備品類について機能上支障がない場合は、木材を原材料とした製品を積極的に利用するものとする。

(市有施設の暖房器具等)

第7 市有施設において、暖房器具、ボイラーを設置する場合は、燃料の供給体制、維持管理の必要性について考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とする物の導入に努めるものとする。

(PR および普及)

第8 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

(供給体制の整備及び情報提供)

第9 市は、品質が確保された地域産材を安定的に供給できる体制の整備に努めるとともに、公共建築物の整備における木材利用の動向やニーズなど、木材の需要に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第10 この方針の運用にあたっては、市有施設整備等のコスト縮減に取り組む必要性に十分留意する。

(適用)

第11 この方針は、平成26年4月1日から適用する。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

種 類	具 体 的 事 例
教 育 施 設	幼稚園、学校等
社会福祉施設	保育所、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等
社会教育施設	図書館、博物館、公民館等
医 療 施 設	保健所、病院、診療所等
運 動 施 設	体育館、武道場、水泳場等
住 宅 施 設	公営住宅等
行 政 施 設	庁舎、区役所、管理事務所等
そ の 他	研修施設、コミュニティ施設等

別表2 公共建築物において内装等の木質化を促進する部分

種 類	内装等の木質化を促進する部分	
	共通部分	施設ごとの部分
教 育 施 設	エントランス ロビー 廊下 会議室又は研修室 食堂	教室、職員室、保健室、図書室、 体育館、武道場、部室等
社会福祉施設		居室、娯楽室、リハビリ室、面談 室等
社会教育施設		展示室、図書室、宿泊室等
医 療 施 設		待合室、診察室等
運 動 施 設		体育館、武道場、水泳場等
住 宅 施 設		居室等
行 政 施 設		事務室、応接室等
そ の 他		休憩室、事務室等